

〈調査報告〉

## ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び 行政執行体制に関する調査研究報告(8)

西 津 政 信

下掲表1の最終版全体計画(2017年3月31日現在)に従い、2017年3月11日から17日にわたり実施した本調査研究に係る第8次現地調査の概要は、以下のとおりである。

表1：調査実施予定都市と調査予定時期

調査時期	対象都市1	対象都市2	対象都市3ほか
2013年8-9月	ポツダム	マクデブルク	
2014年3月	ヴァイスバーデン	ミュンヘン	
同年8-9月	ハンブルク	キール	
2015年3月	デュッセルドルフ	エアフルト+ゴータ	ベルリン／行政区
同年8-9月	ハノーファー	ドレスデン	
2016年3月	シュトゥットガルト	ハノーファー	
同年8月	ブレーメン	シュヴェリーン	
2017年3月	マインツ*	ザールブリュッケン*	

注\*：今回の報告に係るもの。なお、ザールブリュッケンについては、先方の強い意向により往訪調査ができず、当方の質問状に対する回答(二次的補足照会回答を含む。)のみによるものである。

### I. マインツ市

マインツ市(以下、「マイ市」と略称)は、ドイツ西部、ライン川とメイン川の合流点に位置する交通の要衝で、古くから軍事上、政治上の拠点、宗教、

文化、商工業の中心地として発展した、ラインラント・プファルツ州の州都である。同市の2016年12月31日現在の人口は、約22万人である。

紀元前38年頃にローマ人が建設した軍団宿营地がゲルマニア進攻の拠点となり、兵士の家族、商工業者などの移住により都市的発展の基礎が形成された。民族移動期には荒廃するも、フランク王国成立後司教座都市として再生し、8世紀後半大司教座に昇格、975年に大聖堂が建立され、大司教は、全盛期にはヨーロッパ最大の教会管区の統括者として、また神聖ローマ帝国の官房長かつ筆頭選帝侯として、聖俗両界に絶大な影響力をもった。1244年自由都市に、1254年ライン都市同盟結成の主役となり、経済的にも東西交易の結節点として「黄金のマインツ」とうたわれ、繁栄を享受した。1445年頃都市門閥出身のゲーテンベルクが活版印刷術を発明し、1477年選帝侯イゼンブルクにより大学が創設された。17世紀には市も堅固な要塞として防備され、三十年戦争、フランス革命戦争では敵の攻略目標となった。1792-93年にフランス革命軍の占領下にドイツ最初の共和政体が発足し、1798年にフランスに併合、ウィーン会議により1816年ヘッセン大公国に加えられた。しかし、要塞と軍事施設は、ドイツ連邦のプロイセンとオーストリア駐屯軍の共同管理にとどめられ、その後ドイツ帝国に帰属したため、市域の拡大、工業地帯の形成は19世紀末ようやく実現した。第2次大戦では市の8割以上が破壊されたが戦後再建された。同市の後背地のラインヘッセンはドイツ最大のワイン栽培地域であり、同市はドイツワインの主都とも呼ばれ、また、ドイツの二大公共TV局の一つであるZDFが本拠を置いている。

マイ市建設局（Bauamt）への往訪調査は、2017年3月13日（月）の午後2時から4時まで実施し、先方は、建設局長のエルウィン・プロート氏（建築職）及びベトラ・ハイガート氏（法的問題ほか担当）であった。

#### 1. 強制金及び代償強制拘留の適用状況ほか

マイ市建築監督課における最近の建築監督上の強制金及び代償強制拘留の最近3年間（2013～2015年：以下同じ）の適用実績は、次表2のとおりである。

表 2：最近 3 年間の強制金・代償強制拘留の適用実績

	聴聞	強制金戒告	強制金賦課決定	代償強制拘留
2013年	8	7	0	0
2014年	11	4	2	0
2015年	8	5	0	0

本データによれば、強制金戒告付き命令の強制金賦課決定段階までの目的達成率は、2013年及び2015年では、100%となり、2014年では、 $(4-2) / 4$  で50%であり、3年間の通算での強制金賦課決定までの目的達成率は、 $(7+4+5-2) / (7+4+5) = 87.5\%$ である。また、マイ市においても、強制金の強制徴収は市会計局 (Stadtkasse) の事務とされているが、強制金の賦課決定がなされた2014年の2件の事案についても、同決定の送達後に義務者が命令を履行しているため強制徴収手続に至っておらず、最近3年間の強制金戒告の強制徴収までの手続段階における目的達成率は、いずれも100%である。

強制金戒告額の算定基準 (ガイドライン) は、マイ市においても作成されていない。ラインラント・プファルツ州行政執行法64条2項3段には、強制金の額は、行政行為 (違反是正命令) に従わないことにより得られる経済的利益の額を勘案すべきものとしているが、各事案について当該経済的利益の額を個別的に算出することは行われておらず、また、強制金戒告額の設定に際して、連邦秩序違反法17条4項により、秩序違反行為から得た経済的利益を超える額として算定される過料の算定基準たる過料カタログ (Bußgeldkatalog) も参照されていない。

このほかマイ市の実務では、強制金の戒告額は、違反による (火災発生などの) 危険や違反者の (反復的違反などに徴表される) 態度も勘案して個別事案ごとに裁量により設定するが、なるべく低めの額に設定するよう運用している旨を強調しており、1万ユーロを超える額とする例はほとんどないとしている。ちなみに、強制金戒告額の算定のための考慮要素として、州行政執行法の注釈書では、違反行為の是正目的の重要性、相手方違反者の個人的・経済的状

況及び同者の従前の（違反是正に向けた）態度を勘案すべきとするもの<sup>(1)</sup>や回避すべき危険の重大性、従前示されている義務者の反抗的態度、同者の経済的支払能力や同者に期待される自主是正に向けたイニシアチブも勘案しうとするもの<sup>(2)</sup>がある。

強制金戒告に対する異議申立て（Widerspruch）は、最近3年間において5件であり（年平均1～2件）、このうち1件（多数のコンテナを無許可で林地に設置した事案）は、取消訴訟（Anfechtungsklage）が提起されたが、行政裁判所において原告敗訴となり、命令履行に至っている。

強制金の補完的な強制手段である代償強制拘留（Ersatzzwangshaft）の適用実績は、プロート局長がこれまで在職してきた26年間を通じても皆無であるとのことである。強制金の戒告書において、代償強制拘留の適用可能性について記載すること<sup>(3)</sup>も実務上行われていない。同制度の建築監督行政上の必要性に関し、プロート局長は、マイ市建築監督課が処理する違反事案のほとんどは、融資による建築プロジェクトであり、建築主にとって最も痛手となるのは建築中止命令が強制されることであって、同制度の対象となるような強制金の支払能力がないというケースはほとんどなく、無資力者に対する補完的威嚇強制手段としての存在意義があるため、法制度としては存続されているが、マイ市の建築監督実務上の必要性はほとんどないとしている。

## 2. 代執行（Ersatzvornahme）の適用状況

マイ市建築監督課による最近3年間における代執行の実施実績は、1件のみであり、高齢者の所有する非現住の建物の壁が隣接する道路へ崩落する危険のある事案について、強制金から代執行に切り替えて実施したケースのみである（本稿末尾の参考資料1参照）。当該事案では、義務者が高齢者であり、支払能力に乏しいため、代執行費用の事後徴収は行われていない。プロート局長は、

---

(1) Heuser (2016) S. 136, § 64 Rdnr. 6.

(2) Roos usw. (2011) S. 603, § 64 LVwVG Rdnr. 3.

(3) 州行政執行法67条1項1段により、代償強制拘留の事前手続要件とされている。

当該高齢者の重要な資産としての当該土地を対象にして費用の事後徴収手続を行うことは、土地収用類似の結果となり、義務者の居住権の保護ないし比例原則の観点から、また政治的にも妥当でないとしている。

ちなみに、マイ市では、既往報告で紹介したような旧東独地域やわが国における老朽空き家の増加のような問題は発生しておらず、これは近時の難民のみならず他州からの人口流入を背景とした旺盛な住宅需要があるためとしている。ちなみに、他州と同様に近時の中東難民に対する住宅の提供も、マイ市建設局の所掌事務とされている。

州行政執行法63条2項に規定されている代執行費用の事前徴収制度は、州行政執行法の注釈書によれば、義務者に命令に係る行為を行うことを促す効果を強める効果を併有するとされているが<sup>(4)</sup>、マイ市建築監督課ではほとんど適用されていない。その理由として、マイ市は財政状況が良いため、代執行費用の事前徴収を行ってまで費用徴収の実効化を図る必要もなく、また、当該事前徴収手続のために、危険回避を図る補完的強制手段としての代執行の実施が遅延する問題もあるとしている。なお、後者の点については、当方より、緊急を要する事案については、代執行費用の事前徴収手続と代執行の実施を同時並行的に進めることも可能ではないかと指摘した。

特に是正の緊急性が高い事案については、行政行為たる是正命令を前置せずに代執行の実施を行う、いわゆる即時執行も、州行政執行法61条2項により認められているが、その適用実績は、15～20年ほど前に倒壊危険度の高い老朽住宅について実施した例があるのみとのことである。

最近3年間における、代執行戒告に対する異議申立ては1件のみであり、取消訴訟の提起はなかった。代執行の適用に至るようなケースでは、義務者が弁護士に相談してみても、さらなる争訟を提起しても救済される可能性は少なく、命令に従わざるを得ないとの結論に至ることが多いとされている。

---

(4) Roos usw. (2011) S. 601 § 63 LVwVG Rdnr. 16.

### 3. 直接強制としての封印措置の適用状況ほか

最近3年間における、封印措置（Versiegelung）の適用実績も皆無であった。それ以前には、危険な住宅への立ち入りを封印措置によって強制的に阻止し、あるいは建設現場の（コンクリートミキサーなどの）建設機械に封印措置を行った事例はあった。建設現場に封印措置を施す方法としては、当該現場の仮囲い（ない場合には、新たに設置して）の出入り口に封印措置を施している<sup>(5)</sup>。また、封印破棄行為がなされた例もあり、それが反復されるようなケースでは、錠前を設置したこともであるとされている。いずれにしても、封印破棄行為の実行犯を特定することは往々にして困難であり、また司法警察機関もそのような行為を捜査によって摘発・起訴するには至らず、現実には処罰された例は寡聞にして不知とのことである。このような状況のもとでは、封印破棄行為を処罰することによる封印措置の法的実効性はほとんど失われているともいえる。この点について、当方より、今日わが国で広く普及している（仮設）監視カメラの設置によって封印措置がなされた現場を監視することの可否を問うたところ、そのような監視カメラの設置は一般市民のプライバシーの侵害となるため違法とされており、実施できないとの回答があった。

封印措置の事前手続たる戒告の要否については、危険な建物への立ち入りを直ちに阻止する必要があるなど緊急性の高い場合は省略することもあるが、違法建設工事の中止命令などについては、原則として実施しているとのことである。この点、州建築法の最も詳細な注釈書では、建築中止命令と同時に封印措置を実施することは許されず、建築主に中止命令から封印措置の実施に至るまでに自主的に行政庁の当該命令に従うための一定の時間的猶予を与えるべきものとしているが<sup>(6)</sup>、戒告によって封印措置の実施期日を予告することにより、可及的に相手方に自主的な違法工事等の中止を促すとともに適正手続の要請にも応ずることができると考えられる。

代執行と同様に、緊急性が極めて高い場合に、即時執行により中止命令を前

---

(5) 他州都の実施例ではあるが、西津（2014a）202頁の参考資料2参照。

(6) Jeromin usw. (2012) S. 1013 § 80 Rdnr. 40.

置せずに、封印措置を行うことも可能である。

参考までにマイ市建築監督課から提供された封印書書式を、本稿末尾の参考資料2に掲げる。

州建築法80条2項1段に規定されている、建設現場にある建設機械、建築資材等の差押えについては、前述した建設機械に対する封印措置（操縦ハンドルをバインドして封印書を貼るなど。ただし、建設業者が当該建設現場以外で当該建設機械を使用する場合には、同者からの申立てにより行政庁が封印を外す運用を行っている。このような弾力的な運用は、差押えではできない。）で足り、差押えまで行うことはないとのことである。

#### 4. 建築法上の秩序違反行為に対する過料の適用状況ほか

当該過料手続については、2015年までは、建設局が所管していたが、同年11月1日からは、過料事務は一括してマインツ・ビンゲン郡の中央過料局の所管に移行したため、現在では所管していない。また、最近3年間については、職員数の制約のため、行政制裁よりも強制金の適用などの行政強制手続を優先させざるを得ないため、過料手続を行う余裕がなく、そのため過料の適用実績は皆無であった。

また、強制金と過料の連携的運用（違反状態の引き延ばしによって違反者により取得された違法利益の過料によるはく奪）については、前述の所管変更がなされた後は、違反是正を遷延させる悪質な違反者に対しては、マイ市建築監督課から郡中央過料局に、事案情報を提供するとともに具体的な過料額を提示して過料手続の実施を求めるといった運用を行っている。

過料決定に対して異議申立て（Widerspruch）がなされ、区裁判所で過料額を減額する決定がなされると（過料額についての判断は、区裁判所裁判官の建築監督行政に対する知識・理解の程度によって異なってくる。）、当該減額された過料は州の歳入となり、過料決定に係る過料額が認められた場合は、過料決定を下した行政庁（現時点では、前述のマインツ・ビンゲン郡）の歳入とされる。このことから、マイ市でも違反者と話し合いを行って異議申立てのなされないいわば「合意された」過料額を決定するような運用をしてきたかと問うた

ところ、聴聞で違反者から違反行為についての事情聴取を行い、争訟が起こらないような「適切な」過料額を追求しているが、具体的な金額に関する違反者との話し合いまでは行っていないとのことである。

なお、マイ市建築監督課発出の過料決定書の仮訳を、本稿末尾の参考資料3に掲げる。

#### 5. 建築監督執行に係る行政組織及び公務員養成実務実習の概要

マイ市建設局は、1898年当時は、建築警察 (Baupolizei) を所管する建築警察局としてスタートし、その後1963年に建築監督局 (Bauaufsichtsamt) とされ、2007年に歴史的建造物保護や測量を所管する部局と統合して、現在の建設局となっている。同局の部内組織である建築監督課が、建築許可や建築監督に係る事務を所管する下級建築監督官庁に相当する。建設局全体では、約100名の職員がおり、そのうち25名が建築監督課の職員である。建築監督課には、法律職職員 (Volljurist) は配属されておらず、ハイガート氏を含む3名が行政専門大学を卒業した行政職職員として、行政強制などの法的問題を担当している。他の22名は、建築職などの技術系職員であり、3名の行政職職員と協働して事案処理を行っている。また、特に訴訟に係る法律事務は、3名の行政職職員が主体的な役割を果たしつつ市の法務局 (Rechtsamt) の法律職職員と協働して処理している。

参考までにマイ市建設局の組織図を、本稿末尾の参考資料4に掲げる。

建築監督課では、現在2名の行政専門大学からの実務実習生 (都市監察官候補者) を受け入れており、相手方との話し合いに参加し、建築現場にも同行し、戒告付き命令書の起案 (職員が所要の修正を加える) などを行わせている。ハイガート氏は、この実務実習生の指導・監督も担当している。行政専門大学の卒業生は、広範な行政分野についての理論・実務に関する学習を行っているため、建築監督行政もその一環ではあるものの、必ずしも直ちに即戦力になるというものではなく、半年くらいまではOJTにより建築監督実務に習熟させることとしている。なお、行政文書の作成に際しては、サンプルを参照することはあるも、事案に応じた適正なものをケースバイケースに作成してお



り、機械的処理によるミスを回避する観点から、行政文書作成支援ソフトウェアは導入していない。

マイ市においても、わが国の地方公共団体において広く行われている定期人事異動の制度はなく、建築監督課においても個人が希望して別の部局の欠員補充に応募して異動することはあるも、通常は長期間にわたって（プロート氏は勤続26年、ハイガート氏は同じく22年）建築監督事務に従事することとなる。しかしながら、建築監督課においても、建築主等との癒着防止のため、新人が入った際など不定期的に担当区域のローテーションを行っている。

## II. ザールブリュッケン市

ザールブリュッケン市（以下、「ザ・ブ市」と略称）は、ドイツ南西部のザールラント州の州都であり、2017年2月28日現在の人口は約18万人である。

初めて歴史的記録に現れるのは999年であるが、実際の起源はケルト人、ローマ人の時代に遡る。紀元後1世紀、ローマ人は、メッツ＝ヴォルムスとトリーア・ストラスブール間を結ぶ道路が交差するザール川の渡河点に、市場の立つ町を築いた。彼らはまたザール川に石橋を架け、その橋は中世まで使用された。中世にはザールブリュッケン伯の居所となり、1321年、ザール川右岸のザンクト・ヨハンとともに、都市の権利を獲得。1381年、婚姻によって町はナッサウ家の所有に帰した。1752年以降、ザール川左岸のアルト＝ザールブリュッケンは居城都市として新たな相貌を得ることになった。

ザール地方の工業化によって、19世紀のザールブリュッケンには、新たな発展と転換、富がもたらされたが、それは同時に町の単一構造化を招いた。1909年、アルト＝ザールブリュッケン、ザンクト・ヨハン、マルシュタット＝ブーアバッハが合併してザールブリュッケン市が誕生した。第2次大戦では激しい戦災を被ったが、ザールラントがフランスの管轄下から西ドイツに復帰して同国第11番目の連邦州となり、1959年ザールブリュッケン市がその州都となって以来、同市はめざましい発展を遂げた。ザールブリュッケン市は

フランスとの国境に近いという地理的条件を有効に生かしている<sup>(7)</sup>。

ザ・ブ市建築監督課への往訪聴き取り調査は先方の強い意向により実施できず、同課行政法班の都市監察官のティノ・ボラ氏からの二次にわたる文書による情報提供を受けるにとどまった、なお、今回の現地調査に際し、ザールラント州立・大学図書館での関連文献収集を行った。以上の方法による調査の概要は、以下のとおりである。

### 1. 強制金の適用状況ほか

州行政執行法20条3項により、強制金は、最高50,000ユーロの上限額の範囲内で、強制効果を発揮させるために行政庁の裁量によって命令履行を実現しうるものとして決定された金額により戒告される。使用禁止命令に係る強制金については、当該命令に従わないことによって得られる利益を明らかに超える額により戒告される。

ザ・ブ市建築監督課では、年間200～400件の建築監督手続がとられているが、そのうち約半数について、強制金の戒告がなされ、さらにそのうちの約半数について、強制金の賦課決定がなされている。この見立てによれば、強制金戒告の概括的目的達成率は、約50%となる。また、この強制金賦課決定の約90%については、異議申立て（Widerspruch）が提起され、約30%については、取消訴訟等が提起されている。これらの適用実績（強制徴収手続を含む。）についての正確な統計データを得るためには、電子統計処理システムが導入されていないため、多数の関係行政文書を個別にチェックしなければならず、困難であるとされている。

また、強制金の徴収は、市会計局（Stadtkasse）の所管とされている。最近（2013-2015年：以下同じ。）における強制金の金額ベースでの賦課決定実績は、合計約160,000ユーロであり、このうち約56,000ユーロが命令の履行又は徴収不能により徴収されていない結果となっている。これは、強制金の適用によっ

---

(7) 以上のザールブリュッケンの歴史につき、ミシュランタイヤ社『ミシュラン・グリーンガイド ドイツ』（1996年）290頁。

でも命令履行がなされない場合に、自動的に強制徴収手続が進められた結果によるものである。

強制金の強制徴収を契機とした命令の履行について、ザ・ブ市建築監督課の担当者は、近時の実務的経験則から、当初の強制金賦課決定ののち督促や口座差押えなどの強制徴収手続が行われてから、あるいは第二次の強制金強制徴収手続によって命令が履行されるケースもしばしばあり、義務者が行政庁によっていわば「財布に手をつつまれてから」ようやく命令が履行されることが少なくないとしている。

ザ・ブ市建築監督課においても、秩序違反法上の過料カタログに相当するような強制金戒告額の算定基準は作成されておらず、また、強制金戒告額の算定においてこの過料カタログが参照されることもない。実務上、強制金の戒告額は、必要となる違反状態の是正措置を講ずるための費用ないし違法な使用によって得られた経済的収益額によって算定されるとしている。

## 2. 代執行の適用状況ほか

ザ・ブ市建築監督課では、年間約3件の代執行が実施され、費用徴収率は約30%である。代執行は、主に倒壊のおそれのある建築物やその一部の除却のような危険回避措置として適用されている。また、これに加えて煙突清掃法(Schornsteinfegergesetz)に基づき、年間約8件の煙突の強制清掃(個別法による代執行)が実施されているとのことである。

なお、ザールラント州行政執行法21条においては、代執行費用の事前徴収に関する根拠規定は設けられていない。代執行費用の事前徴収規定を設けない立法例は、州行政執行法上は少数にとどまっている<sup>(8)</sup>。代執行費用の事前徴収については、同課の実務責任者の所見として、行政官庁が最終的に当該費用を負担しなければならなくなるリスクを軽減する効用があると評価している<sup>(9)</sup>。

---

(8) プレーメン州行政執行法15条も、同様に代執行費用の事前徴収に係る規定を設けていない。

(9) 北村(2016)208頁は、わが国では行政代執行法6条2項により民事債権が先に

また、最近4年間において、代執行に係る土地の登記簿に建築監督官庁の代執行費用請求権を登録した例が2件あるとしている。

緊急に危険を回避するため、代執行の即時執行（行政行為たる命令を先行させず、直ちに代執行の実施を行うもの）<sup>(10)</sup>がなされたケースについて、建築監督課の担当者によれば、雨樋と屋根の一部の固定が緩み、落下のおそれが生じた事案について、付近の公共交通空間を長期間にわたり閉鎖することが困難なため、屋根施工業者に委託して短時間で代執行の即時執行を行わせた例があったとしている。このような場合も、近傍公共交通空間の閉鎖が可能で直接の危険を排除できるときは、正規の代執行手続がとられるとのことである。

法的救済の提起状況として、前掲の代執行の最近の適用事例については、すべて異議申立て（Widerspruch）が提起されているが、取消訴訟等は提起されていない。

### 3. 直接強制としての封印措置の適用状況ほか

ザ・ブ市建築監督課による封印措置の最近の適用実績は、年間で2件程度（屋外広告物に係る実績はなし。）とされている。また、同課の実施した封印措置に係る封印破棄行為は確認されていないとのことである。

州建築法81条2項に基づく封印措置等は、「建設現場、施設の全部又は一部を封印し、又は建設現場に置かれている建築用製品、建築工具、建設機械及び建築補助具を職権により差し押さえることができる」とするものである<sup>(11)</sup>。これに対し、同法80条2項による違法な使用の中止命令に対する封印措置は、

---

設定されている場合には代執行費用債権はそれに劣後する問題があるとしつつ、代執行費用の事前徴収制度を立法論として検討する必要性は十分にあるとしている。

(10) 北村（2016）209頁は、即時執行について、個別の法律や条令において、制度趣旨の観点から発生する可能性がある状態を想定して、それへの対策として要件を明確にして規定するならば、問題は少ないとし、最近の地方公共団体の空き家対策条例における立法例を紹介している。

(11) Dürr/ Seiler (1995) S. 135, Rdnr. 272. 本規定は、建築工事が完了した建物には適用されないとしている。

州行政執行法22条に規定する直接強制の一種として当該措置が適用される。後者については、同法22b条により事前の戒告が必要とされており、実務上も直接強制に係る戒告を行った上で封印措置の決定がなされている（本稿末尾掲載の参考資料4参照）。他方、前者の違法建築現場の封鎖に係る封印措置については、州建築法の上掲規定には、戒告手続を要する旨規定されていないため、実務上事前の戒告は不要と解されている。

この点、同じ州建築法上の違法建築工事中止命令と違法な建物使用の中止命令とで、封印措置の事前手続としての戒告の要否が異なることとなる。他の州都では、州建築法上の違法建築工事現場の封印措置についても事前の戒告は必要と解して、そのように運用しているケースも、例えば、前述のマイ市のように少なくない。この論点については、既往の本件調査報告書（西津（2014a）184～186頁）ないし別稿（西津（2016b））において既に詳述しているところであり再説はしないが、私見としては、上掲前者の封印措置についても事前の戒告を必要とすることにより、統一的に事前手続たる戒告を行う方向での実務運用を支持したい。

なお、即時执行的なかたちで、行政行為たる命令を前置せず緊急に現場封鎖を行うべきときは、危険回避のための緊急直接強制措置として、例えば、木の板でドアや窓を釘付けにするなどの立入禁止措置（Zugangsverhinderung）を講ずるとのことである。

#### 4. 強制拘留の適用状況

ザールラント州行政執行法28条は、他の強制手段が奏功しないとき、かつ、その反復適用や別の強制手段の適用によっても目的を達しないとき（同条1項）の補完的強制手段として、1日以上6週間以内の期間により、執行官庁の申立てにより行政裁判所が強制拘留を命ずることができるとしている（同条2項）が、2013-2015年におけるその適用実績はない。

#### 5. 建築法上の秩序違反行為に対する過料の適用状況ほか

ザ・ブ市においては、過料手続は、建築監督上のそれも含めて、包括的に秩

序局（Ordnungsamt）の所管とされており、建築監督については、最近3年間に3件の過料手続が行われ、3件の過料決定が発出されている。この3件のうち、2件については異議申立てが提起されている。

秩序局の過料適用手続において、強制金の適用によっても違反是正を遷延させて違法取得利益の可及的な稼得を図る悪質な違反者に対しては、建築監督課からの情報提供により、当該利益をはく奪しうる額の過料を科すような連携的な運用を行っているかについては、各所管部局において並行的に各手続を進めることを基本としており、建築監督課としては強制金の適用に専ら注力している旨回答されており、意識的なかたちで上掲のような義務履行強制と義務違反制裁との連携的な運用がなされていない模様である。

#### 6. 建築監督に係る行政組織及び公務員養成実務実習の概要

ザ・ブ市建築監督課は、調査時点において概略次のような組織構成となっている（最近、組織改編がなされたためとして、同課の組織図は提供されなかった。）

- ・課長（法律職たる第二次司法試験合格者）
- ・課長代理（欠員）
- ・技術班（建築許可、建築監督）
- ・建築サービス及び行政法班（行政文書管理、建築相談、行政法関連手続、横断的事務）

第二次司法試験合格者たる法律専門職（Volljurist）の職員は、現在同課に2名配属されているが、これは例外的であるとのことである。

行政専門大学卒業生の行政職職員は、現在2名おり、官吏（Beamte）として非技術的な上級職務を担当している。具体的には、州建築法、州行政手続法及び州行政執行法に基づく秩序官庁の命令、強制手段の適用並びに異議申立ての処理などである。

また、ザ・ブ市建築監督課では、行政専門大学の実務実習生を、4～8週間程度受け入れており、その実務実習期間においては、聴聞（Anhörung）手続に参加し、行政文書の原案を作成するなどの実習を行っている。なお、強制執

ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(8)

行手続については、実習生は、通常、行政文書に関する事案討議に参加するにとどめている。

〔付記〕本調査研究は、JSPS 科研費25380031の助成を受けたものです。

## 引用・参考文献

- App, Michael (1991) *Die Verwaltungsvollstreckung im Baurecht*, Juristische Arbeitsblätter 1991 S. 351-355.
- Bitz, Michael/ Schwarz, Peter/ Seiler-Dürr, Carmen/ Dürr, Hansjochen (2005) *Baurecht Saarland*, 2. Auflage, Nomos Verlagsgesellschaft.
- Bohnert, Joachim (2010) *Ordnungswidrichkeitenrecht*, 4. Auflage, C. H. Beck.
- Dürr, Hansjochen/ Seiler, Carmen (1995) *BAURECHT für Rheinland-Pfalz und das Saarland*, 2. Auflage, Nomos Verlagsgesellschaft.
- Heuser, Torsten (2016) *Landesverwaltungsvollstreckungsgesetz Rheinland-Pfalz*, 4. Auflage, Verlag Reckinger.
- Jeromin, Curt M./ Schmidt, Georg/ Lang, Stefanie (2012) *LBauO Rh-Pf Kommentar*, 3. Auflage, Werner Verlag.
- Roos, Jürgen/ Lenz, Thomas (2011) *Polizei- und Ordnungsbehördengesetz Rheinland-Pfalz -POG-*, 4. Auflage, Richard Boorberg Verlag.
- 北村喜宣 (2016) 「行政の実効性確保制度」現代行政法講座編集委員会編『現代行政法講座 I 現代行政法の基礎理論』(日本評論社) 197-229 頁
- 総務省地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会 (2013) 『地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会報告書』(総務省自治行政局)
- [http://www.soumu.go.jp/iken/gyousei\\_jikkousei\\_kakuho.html](http://www.soumu.go.jp/iken/gyousei_jikkousei_kakuho.html) (2017/06/23 アクセス。)
- 西津政信 (2014a) 「ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(1)」愛知大学法学部法経論集198号175-227頁  
Permalink : <http://id.nii.ac.jp/1082/00003177/>
- 同上 (2014b) 「ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(2)」愛知大学法学部法経論集200号43-86頁  
Permalink : <http://id.nii.ac.jp/1082/00003512/>
- 同上 (2014c) 「行政上の義務違反に対する制裁」『ジュリスト増刊 行政法の争点』(有斐閣) 98-101 頁
- 同上 (2015a) 「ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(3)」愛知大学法学部法経論集202号221-274頁  
Permalink : <http://id.nii.ac.jp/1082/00003975/>
- 同上 (2015b) 「ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(4)」愛知大学法学部法経論集204号251-326頁



ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(8)

Permalink : <http://id.nii.ac.jp/1082/00004968/>

同上 (2016a) 「ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(5)」愛知大学法学部法経論集206号91-151頁

Permalink : <http://id.nii.ac.jp/1082/00005981/>

同上 (2016b) 「ドイツの建築規制における封印措置等の法制度及び実務運用」行政法研究13号43-88頁

同上 (2016c) 「ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(6)」愛知大学法学部法経論集208号145-188頁

Permalink : <http://id.nii.ac.jp/1082/00007346/>

同上 (2017) 「ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(7)」愛知大学法学部法経論集210号111-154頁

Permalink : <http://id.nii.ac.jp/1082/00007739/>

同上 (2012) 『行政規制執行改革論』(信山社出版)

同上 (2006) 『間接行政強制制度の研究』(信山社出版)

## 主要関連参照条文・仮訳

### ○ラインラント・プファルツ州行政執行法

#### 第三章 作為，受忍又は不作為を命ずる行政行為の強制執行

#### 第61条 強制手段の適用，強制執行の基礎

- (1) 物の引き渡し又は作為，受忍若しくは不作為を命ずる行政行為は，強制手段の適用によって強制執行される。
- (2) 強制金（第64条）を除く強制手段は，犯罪行為又は秩序違反行為に該当する違法な行為を抑止し，又は現在の危険を回避するために必要であり，かつ，これについて官庁に法的権限が付与されているときには，先行する行政行為なしに適用することができる。

#### 第62条 強制手段

- (1) 強制手段は，次のものとする。
  1. 代執行（第63条）
  2. 強制金（第64条）
  3. 直接強制（第65条）
- (2) 強制手段は，その目的に対し相当な関係に立つものでなければならず，可能な限り執行債務者及び公共の利益への侵害が最小限となるよう定めなければならない。
- (3) 強制手段は，刑罰又は過料と併科することができ，作為の強制においては，義務が履行されるまで，反復し又は他の強制手段に切り替えることができる。受忍又は不作為の強制においては，不服従のたびごとに適用することができる。
- (4) 強制に係る作為が実施され，又はその実施が不可能となったと認められるときは，強制手段はもはや適用してはならない。

#### 第63条 代執行

- (1) 他の者が行うことができる作為を行う義務（代替的作為義務）が履行されないときは、執行官庁は、当該作為を執行債務者の費用負担により、自ら行い又は他の者にこれを行うことを委託することができる。
- (2) 執行債務者が代執行の概算費用を事前に支払うべきことを定めることができる。執行債務者が代執行費用又は事前に支払うべき代執行費用の概算見積額を期限までに支払わないときは、第19条から第60条までの規定により、強制徴収することができ、この場合においては、第22条第2項の督促は要しない。

#### 第64条 強制金

- (1) 作為、受忍又は不作為の義務が履行されないときは、執行官庁は、強制金によって執行債務者に義務の履行を促すことができる。
- (2) 強制金は、書面によって賦課決定する。その額は、最低5ユーロから最高50,000ユーロまでとする。強制金の算定においては、行政行為に従わないことによって得られる経済的利益の額を考慮するものとする。強制金の賦課決定においては、執行債務者に支払いのために相当な期限を設定しなければならない。
- (3) 強制金は、第19条から第60条までの規定により強制徴収し、この場合において、第22条第2項の催告は要しない。

#### 第65条 直接強制

- (1) 代執行若しくは強制金が目的を達しないとき、又はそれらの実施が困難なときは、執行官庁は、直接強制を適用することができる。
- (2) 直接強制は、補助手段又は武器を用いてする、人又は物に対する有形力の行使により行う。武器の使用は、それが法の規定により明示的に定められている場合に限りすることができる。
- (3) 意思表示を強制するために直接強制を適用することはできない。
- (4) 直接強制は、法の規定により又は執行官庁の長により一般的又は個別的にそれについて権限が付与されている者によってのみ実施することが許され

る。

#### 第66条 強制手段の戒告

- (1) 強制手段の戒告は、書面によりなされなければならない。強制手段が即時に適用することができる場合（第61条第2項）又は他の事情によりそれが必要なときは、口頭でこれを行い又は戒告を行わないことができる。戒告においては義務履行のために相当な期限を定めなければならない。ただし、受忍又は不作為を強制すべき場合は、期限を定めることを要しない。
- (2) 戒告は、作為、受忍又は不作為を命ずる行政行為と併せて行うことができる。即時の執行が命ぜられ、又は法的救済手段の提起が執行停止効を生じさせないときは、行政行為と併せて行わなければならない。
- (3) 戒告は、特定の強制手段について行わなければならない。複数の強制手段を戒告する場合は、いかなる順序によりそれらが適用されるかを明示しなければならない。執行官庁に複数の強制手段の選択を留保する戒告は許容されない。
- (4) 代執行を戒告する場合には、当該戒告において費用の概算見積額を提示しなければならない。
- (5) 強制金は、特定された金額により戒告しなければならない。
- (6) 書面による戒告は送達しなければならない。戒告がその基礎となる行政行為と併せて行われ、当該行政行為について送達が定められていないときも同様とする。

#### 第67条 代償強制拘留

- (1) 強制金の強制徴収ができなかった場合又は強制金が奏功しないと認められる場合には、強制金の戒告において代償強制拘留の適用が警告されているときは、行政裁判所は、執行官庁の申立てにより代償強制拘留を命ずるものとする。代償強制拘留の期間は、1日以上2週間以内とする。
- (2) 代償強制拘留は、執行官庁の書面による申立てにより、司法行政により、民事訴訟法第802g条、第802h条及び第802j条第2項の規定により執行され

る。

- (3) 代償強制拘留の命令及びその執行は、執行債務者が執行に係る義務を履行しない期間内においてのみ許容される。

#### ○ラインラント・プファルツ州建築法

##### 第38条 柵囲い

- (1) 次の場合には、柵囲いを設けるものとする。
1. 一般的に、建築施設の内部、同施設に接する部分及び同施設上の通行の用に供される平面に1m以上の転落段差があるとき。ただし、柵囲いが当該平面の利用目的に反するときはこの限りでない。
  2. 特定の屋上の部分に人がとどまるとき
  3. 安全な覆いがなされていない前2号に係る平面の開口部
  4. 天窓及びガラス覆いなどの第1号及び第2号による平面の通行できない部分で、それらが床面から0.5mより低いかたちで突き出しており、かつ他の方法では立ち入りを防止できないとき
- (2) 地下室の天窓及び操業中の立坑は、通行に供されている平面に対して柵囲いし、又は覆いを設けなければならない。公共の交通空間上の又はこれに接する覆いは権限なく撤去できないようにされていなければならない。
- (3) 通行できるデッキ及び屋上部分並びに12mまでの転落段差に係る柵囲いは、0.90mの高さ、12m以上の転落段差に係る柵囲いは、1.10mの高さでなければならない。
- (4) 窓下の壁は、12mまでの転落段差があるときは、0.80mの高さが、それ以外の場合は、0.90mの高さがなければならない。保護柵のような他の設備が設置され、前項の最小限の高さが遵守されている場合には、より低い高さも許容される。地上階においては、交通の安全に支障を生じない場合には、より低い窓下の壁も許容される。

##### 第80条 建築中止

- (1) 建築工事が建築法又は他の公法上の規定に違反して施工され、又は不正

に CE マーク（第18条第1項第1段第2号）又は Ü マーク（第23条第4項）を表示する建築用製品が使用されているときは、建築監督官庁は、当該工事中の中止を命ずることができる。

- (2) 建築工事が中止命令に従わずに続行される場合は、建築監督官庁は建築現場を封印し、又は建築現場に置かれている建築用製品、建築補助具、足場、建設機械及びこれらに類する物件を建築主の費用負担により差し押さえることができる。この場合においては、警察・秩序官庁法第22条第1号及び第23条から第25条までの規定を準用する。

#### 第81条 除却命令及び使用禁止

建築施設又は第1条第1項第2段にいう他の施設及び設備が、建築法又は他の公法上の規定に違反して建設、改修、維持管理又は使用変更されるときは、建築監督官庁は、他の方法では合法的な状態とすることができないときは、これらの全部又は一部を、第54条による責任者にその費用負担により除却すること又はその使用を中止することを命ずることができる。建築監督官庁は、建築許可申請をすることを命ずることができる。除却命令及び使用中止命令は、権利承継人に対してすることもできる。

#### 第89条 秩序違反行為

- (1) 故意又は過失により、必要とされる許可を得ずに、建築施設を建設し、改修し、使用し、又は除却することは秩序違反行為とする。故意又は過失により、許可された内容と乖離した工事で、その乖離について新たな許可が必要となるであろうような工事を行うことも同様である。さらに、第67条第2項による期間の満了前に、建築計画の施行を開始することも同様である。当該秩序違反行為には、50,000ユーロ以下の過料を科すことができる。
- (2) 前項第1段及び第2段の規定は、その他の施設及び設備の建設、設置、改修及び除却で、この法律又はこの法律に基づいて定められた規定により要求が定められているもの及びそれらの施設又は設備の内容につき付与された許可からの乖離についても準用する。当該秩序違反行為には、10,000ユーロ以

下の過料を科すことができる。

(3) 次の各号に掲げる行為で故意又は過失によるものは、秩序違反行為とする。

1. 建築主又は企業の責任者が、第18条の規定により必要とされる使用可能証明なしに、建築用製品を使用し、又は使用させること
2. 第23条第4項に定める要件を充足せずに、建築用製品に Ü マークを表示すること又は、
3. 建築主又は企業の責任者が、第22条の規定に違反し、必要な一般的建築監督上の認可若しくは一般的な建築監督上の検査証明書又は個別的同意を得ないで建築様式を採用し、又は採用させること

上掲の秩序違反行為には、20,000ユーロ以下の過料を科すことができる。

(4) 次の各号に掲げる行為で故意又は過失によるものは、秩序違反行為とする。

1. 企業の責任者又は自ら若しくは隣人を手助けする建築工事に係る建築主が、建設現場の開設又はその運営に際して、第53条第2項の規定に違反して必要な保護措置又は安全確保措置を講じないこと
2. 第55条第4項第2段による執行可能な中止命令に従わないこと
3. 現場監督者又は建築主の変更を届け出る義務（第55条第1項第3段及び第5項）に違反すること
4. 現場監督者又は専門現場監督者が、第56a条第1項第2段による届出義務に違反すること
5. 第62条第1項第10号 a 後半の規定に違反し、支持し、又は補強する建築部分を建設し、又は改修すること
6. 第66条第1項第2段又は第4段の規定に違反し、必要とされる証明に係る説明書を適時に提出せず、必要となる証明を建設現場に掲出せず、又は建築監督官庁の求めに応じて提出しないこと
7. 第66条第2項第2段の規定に違反して、必要な証明を、全く、正しい内容で、十分なかたちで、又は適時に建築監督官庁に提出しないこと
8. 仮設建築物の設置許可の取得者が、第76条第6項第1段の届出義務に

違反すること

9. 第76条第7項第1段の規定に違反して、又は第76条第8項に基づく執行可能な命令に違反して、仮設建築物を設置し、又は使用すること
10. 第77条第1項の規定に違反して、許可を要する建築計画の施工を開始すること
11. 第78条第2項の規定に違反して、粗造りの建築物の仕上げ又は建築施設工事の最終的完了を、全く、若しくは所定の期限までに届け出ず、又は最終的完了の届出とともに必要とされる証明書を、全く、正しい内容で、又は十分なかたちで提出しないこと
12. 第78条第5項の規定に違反して、内装工事を開始すること
13. 第78条第6項の規定に違反して、特定の工事を継続し、又は建築施設を使用すること
14. 第78条第7項第1段の規定に違反して、特定の建築工事の開始又は終了を届け出ないこと
15. 第79条第1項の規定に違反して、建築施設を使用し、又は第79条第2項の規定に違反して燃焼施設を稼働させること
16. 第80条第1項による執行可能な工事中止命令に違反すること
17. 第81条による執行可能な使用中止命令に違反すること又は、
18. 第87条第1項第5号又は第6号に基づいて発せられた法規命令上の手続規定又は営業規定で、当該法規命令にこの過料規定に係る特定の構成要件が定められているものに違反すること

上掲の秩序違反行為には、10,000ユーロ以下の過料を科すことができる。

- (5) この法律に規定される行政行為をなさせ、又はこれを阻止するために、不正を認識しながら、虚偽の届出をし、又は虚偽の図面又は書類を提出すること。当該秩序違反行為には、10,000ユーロ以下の過料を科すことができる。
- (6) 秩序違反行為に係る、又はその準備若しくは実行行為に使用された物件は、没収することができる。
- (7) 秩序違反法第36条第1項第1号にいう所管行政官庁は、下級建築監督官庁とする。



## ○ザールラント州行政執行法

### 第2章 行政行為の強制執行

#### 第1節 作為、受忍又は不作為の強制

#### 第13条 行政強制：強制手段

- (1) 作為、受忍又は不作為を命ずる行政行為は、行政強制により強制執行される。強制手段は、次に掲げるものとする。
  1. 強制金（第20条）
  2. 代執行（第21条）
  3. 直接強制（第22条）
  4. 強制拘留（第28条）
- (2) 強制手段は、その目的に対し相当な関係に立つものでなければならない。強制手段は、可能な限り相手方及び公共の利益を必要以上に侵害しないように決定しなければならない。
- (3) 強制手段は、刑罰又は過料と併科することができ、行政行為が服従され、又は他の方法により実現されるまで、反復し又は他の強制手段に切り替えることができる。強制拘留は、合計して6週間を超えてはならない。
- (4) 複数の強制手段を同時に適用してはならず、新たな強制手段は、従前の強制手段が奏功しないときに、初めて適用することができる。

#### 第14条 執行官庁

- (1) 強制手段の適用は、行政行為を発出した官庁が所管する。
- (2) 州政府は、法規命令により、前項の規定による所管官庁以外の他の官庁が発出したいかなる行政行為について強制執行を行うかを定めることができる。

#### 第18条 強制執行の基礎

- (1) 行政強制は、行政行為が不可争力を得、又は法的救済の提起が執行停止効を生じないときに適用することができる。
- (2) 行政強制は、即時の執行が直接的な切迫した危険を回避するために必要で

あり、かつ、当該官庁がその法的権限の範囲内で対応するときは、先行する行政行為なしに適用することができる。

#### 第19条 強制手段の戒告

- (1) 戒告は、可能な限り書面によりなされなければならないが、強制手段を即時に適用しうる場合（第18条第2項）は、この限りでない。戒告においては義務者に対し義務履行のために相当な期限を定めなければならないが、受忍又は不作為を強制すべき場合は、期限を定めることを要しない。
- (2) 戒告は、強制執行されるべき行政行為と併せて行うことができる。法的救済手段の提起が執行停止効を生じさせないときは、行政行為と併せて行わなければならない。
- (3) 戒告は、特定の強制手段について行わなければならない。強制金は、特定された金額により戒告しなければならない。
- (4) 代執行を戒告する場合には、当該戒告において費用の概算見積額を提示しなければならない。事後徴収の権利は妨げられない。
- (5) 戒告は送達しなければならない。戒告がその基礎となる行政行為と併せて行われ、当該行政行為について送達が定められていないときも同様とする。

#### 第20条 強制金

- (1) 作為、受忍又は不作為の義務が全く、適時に又は十分なかたちで履行されないときは、義務者に対し強制金によって義務の履行を促すことができる。
- (2) 強制金が、行政行為に併せて戒告され、決定されるときは、当該決定は、義務者が命ぜられた作為、受忍又は不作為に係る義務を全く、十分なかたちで又は適時に履行しないとき及び第18条及び第19条に定める要件を充足するときに有効となる。義務者が、当初の強制金の戒告に際して予め告知されているときは、新たな強制金の賦課決定の戒告を行わないことができる。
- (3) 強制金の額は、最低5ユーロから最高50,000ユーロまでとする。

#### 第21条 代執行

代替的作為に係る義務が全く、適時に又は十分なかたちで履行されないときは、執行官庁は、当該作為を義務者の費用負担により、自ら行い又はこれを行わせることができる。

#### 第22条 直接強制

- (1) 代執行若しくは強制金が適用しえない、奏功しない、又は目的適合的でないときは、執行官庁は、直接強制を適用することができる。意思表示を強制するための直接強制は行うことができない。第26条の適用は妨げられない。
- (2) 他の法律が直接強制について及びその適用の方法について定めているときは、当該規定によるものとする。

#### 第22b条 直接強制の戒告

- (1) 直接強制は、その適用に先立って戒告されるものとする。個別の事情がそれを許さないとき、特に現在の危険を回避するために強制手段の即時の適用が必要なときは、戒告を行わないことができる。(以下略)
- (2)～(4) (略)

#### 第28条 強制拘留

- (1) 強制拘留は、次の場合にのみ許容される。
  1. 他の強制手段が奏功しないとき、及び
  2. 当該強制手段の反復的適用又は別の強制手段の適用により、目的を達することができないとき
- (2) 強制拘留は、執行官庁の申立てにより、行政裁判所がこれを命ずる。その期間は、1日以上6週間以内とする。
- (3) 強制拘留は、行政裁判所の命令が不可争力を得た後、行政官庁の申立てにより、司法執行施設において民事訴訟法第904条から第910条まで（筆者注：第802g条、第802h条及び第802j条第2項か？）の規定により、義務者の費用負担により執行される。義務者の拘留は、執行官庁の申立てにより、執行官が執行する。

## ○ザールラント州建築法

### 第81条 建築中止

- (1) 施設が公法上の規定に違反して建設され、改修され又は除却されるときは、建築監督官庁は、当該工事の中止を命ずることができる。特に、次に掲げる場合がこれに当たる。
  1. 許可を要する、又は第63条により許可を免除されている建築計画の施工が、建築許可を得ずに、又は第63条第2項により必要とされている建築図書の提出をせずに、第73条第6項及び第7項の規定に違反して開始されているとき
  2. 建築計画の施工が、付与された建築許可と乖離しており、かつ当該乖離について必要とされる許可を得ていないとき
  3. 第63条により許可を免除されている建築計画の施工が、提出された建築図書の内容と乖離しているとき。ただし、当該乖離が第61条により変更手続を要しないときはこの限りでない。
  4. 不正にCEマーク（第18条第1項第2号）又はÜマーク（第23条第4項）が表示されている、又は第18条第1項に違反してCEマーク又はÜマークが表示されていない建築用製品が使用されているとき
- (2) 許容されない建築工事が書面又は口頭によりなされた中止命令に従わずに続行される場合は、建築監督官庁は建設現場、施設の全部又は一部を封印し、又は建設現場に置かれている建築用製品、建築工具、建設機械及び建築補助具を職権により差し押さえることができる。前段の規定は、不可争力を得、又は即時の執行が命ぜられた使用禁止命令が発出された後、禁じられた使用が継続されている場合にも適用される。

### 第82条 施設の除却、使用禁止

- (1) 施設が公法上の規定に違反して建設され、又は改修されているときは、建築監督官庁は、他の方法では合法的な状態とすることができないときは、当該施設の全部又は一部の除却を命ずることができる。
- (2) 前項の施設が、公法上の規定に違反して使用されているときは、当該使用

の中止を命ずることができる。

- (3) 建築監督官庁は、建築図書を提出し、又は建築許可を申請するよう求めることができる。

#### 第87条 秩序違反行為

- (1) 次の各号に掲げる行為で故意又は過失によるものは、秩序違反行為とする。
1. 第86条の規定に基づき発せられた法規命令又は第85条の規定に基づき発せられた地域的建築規定で、当該法規命令又は地域的建築規定において特定の構成要件についてこの過料規定の適用が明示されているものに違反すること。
  2. この法律に基づく、又はこの法律に基づき発せられた法規命令若しくは条例に基づき発せられた建築監督官庁の執行力ある書面による命令で、当該命令においてこの過料規定の適用が明示されているものに違反すること。
  3. 第6条第2項の規定に違反して、避難路を表示せず、又はこれを空けておかないこと
  4. 第18条第1項第1号の規定に違反して、Ü マークを表示していない建築用製品を使用すること
  5. 第18条第3項の規定に違反して建築用製品を、又は第22条の規定に違反して建築様式を一般的な建築監督上の承認を得ないで、一般的な建築監督上の証明書を得ないで、又は個別の同意を得ないで、使用し又は適用すること
  6. 第23条第4項に定める要件を充足せずに、建築用製品に Ü マークを表示すること
  7. 必要な許可（第60条第1項）、部分建築許可（第75条）、乖離（第68条）、例外扱い若しくは建設法典第31条による免除を得ないで、又はこれらから乖離したかたちで、施設を建設し、改修し、使用し、又は第61条第4項第2段から第4段までの規定に違反して除却すること

8. 移設式建物を、施工許可（第77条第2項）を得ることなく、又は届出及び検査（第77条第6項）なしに使用すること
  9. 第63条第3項第2段から第4段までの規定に違反して、建築計画の施工を開始し、第73条第6項及び第7項の規定に違反して、建設工事を開始し、第61条第4項第6段の規定に違反して、施設の除却を開始し、第78条第3項の規定に違反して、特定の建設工事の開始及び終了を届け出ず、若しくは建設工事を継続し、第79条第4項の規定に違反して内装工事を開始し、又は第79条第6項第1段の規定に違反して建築施設を使用すること
  10. 第73条第8項に規定された届出を全く、又は適時にしないこと
  11. 建築主が第11条第4項及び第53条第1項の規定に、建築設計者が第54条第1項第3段の規定に、建設業者が第55条第1項の規定に、現場監督者が第56条第1項第1段の規定に、又はこれらの者の代理人がこれらの規定にそれぞれ違反すること
- (2) 不正を認識しながら次に掲げる行為をすることも秩序違反行為とする。
1. この法律によりなされる行政行為を行わせ、又はこれを阻止するために虚偽の届出をし、又は虚偽の図面若しくは書類を提出すること
  2. 検査技師が不正な検査報告を提出し、又は検査専門家が建築秩序法上の要請が充たされされていることについての虚偽の証明書を発行すること
  3. 第67条第4項第1段第2号による規準表に関する虚偽の届出をすること
  4. 第78条第2項第3段による証明書又は確認書を虚偽の内容で発行すること
- (3) 秩序違反行為には、250,000ユーロ以下の過料を科すことができる。
- (4) 第1項第3号から第5号までの規定に係る秩序違反行為がなされたときは、当該秩序違反行為に係る物件は没収することができる。1987年2月19日の公布条文の文言における秩序違反法（連邦官報 I 602頁 [最新改正2003年12月22日の法律第3条（連邦官報 I 2838頁）]）23条の規定を適用する。
- (5) 秩序違反法第36条第1項第1号にいう行政官庁は、下級建築監督官庁と

する。

## ○行政裁判所法

### 第80条

- (1) 異議申立て及び取消訴訟の提起は、執行停止効を生ずる。形式的及び確認的行政行為並びに二重効果的行政行為（80a条）についても同様である。
- (2) 執行停止効は、次の各号に掲げる場合に限り生じない。
  1. ～ 3. (略)
  4. 当該行政行為をした、又は異議申立てについて裁断する権限を有する行政官庁が、公共の利益又は関係人の優越する利益のために、特に即時の執行を命じた場合
- (3) 前項第4号の場合においては、行政行為の即時執行に係る特別の利益を、書面により理由提示しなければならない。行政官庁が切迫した危険、特に生命、健康又は財産に対する侵害のおそれがあるため、そのように明示された緊急措置を公共の利益のために講ずる場合には、特別の理由提示をする必要はない。

## ○秩序違反法

### 第5章 異議申立て及び裁判所手続

#### 第1節 異議申立て

#### 第67条 形式及び期限

- (1) 当事者は、過料決定に対し、その送達後2週間以内に、当該過料決定をした行政官庁に対し書面により又は当該行政官庁での口述記録により異議申立てをすることができる。上訴に関する刑事訴訟法第297条から第300条まで及び第302条の規定を準用する。
- (2) 異議申立ては、定められた異議申立事項について行うよう制限することができる。

#### 第68条 管轄裁判所

- (1) 過料決定に対する異議申立てについては、当該行政官庁の所在地を管轄する区裁判所（Amtsgericht）が裁判する。当該区裁判所の裁判官が単独で裁判する。
- (2), (3) (略)

#### 第71条 公判

- (1) 適法な異議申立てがなされた後の手続は、本法に別段の定めのない限り、略式命令に対する適法な異議申立てがなされた後に適用される刑事訴訟法の規定による。
- (2) 裁判所は、事案のさらなる解明のため、次の各号に掲げる措置をとることができる。

1. 個別の立証を命ずること

2. 官庁及びその他の機関に職務上の知見、調査及び知識の説明（第77a条第2項）を求めること

裁判所は、公判準備のため、当事者に対しても指定する期限までに、自らの免責を得るために、事実関係の主張及び証拠物件を提出する意思があるか否か、またいかなるものを提出するかを述べる機会を付与するものとする。この場合においては、第69条第2項第3段の規定を適用する。

#### 第72条 決定による裁判

- (1) 裁判所は、公判を必要でないと認めるときは、当事者及び検察官が異議を申し立てない場合には、決定により裁判することができる。裁判所は、予めこれらの者に文書によりこの手続をとる旨を告知するとともにこれに対する異議の有無を照会し、当該告知の送達の日から2週間以内に意見を述べる機会を付与するものとする。この場合においては、刑事訴訟法第145a条第1項及び第3項の規定（筆者注：弁護人に対する送達）を準用する。裁判所は、当事者に無罪を言い渡すときは、当事者に対して当該告知を行わず、またその異議申立てに対し決定による裁判をすることができる。

- (2)～(6) (略)



### 第73条 当事者の公判への出廷

- (1) 当事者は、公判へ出廷する義務を負う。
- (2) 裁判所は、当事者が当該事案について既に陳述し、又は同者が公判において当該事案について陳述しないという意思表示をし、かつ、同者の欠席が当該事実関係の本質的な観点からの解明のために必要でない認められるときは、同者の申立てにより出廷の義務を免除するものとする。
- (3) 裁判所が当事者本人の出廷義務を免除したときは、当事者は書面により委任した弁護人に自らを代理させることができる。

### 第76条 行政官庁の参加

- (1) 裁判所は、行政官庁に同官庁の立場から、裁判のために重要と認められる観点を陳述する機会を付与することができる。裁判所が、第47条第2項により手続を中止するときも同様とする。公判の期日は、当該行政官庁に通知しなければならない。当該行政官庁の代表者は、公判において求めに応じて陳述するものとする。
- (2) 裁判所は、裁判に際し行政官庁の特別の専門知識なしに済ませることができるときは、前項による行政官庁の参加を行わないことができる。
- (3) 検察官が訴えの取り下げを検討するときは、第63条第3項の規定を準用する。
- (4) 判決その他の手続を終結させる決定は、行政官庁に通知しなければならない。

### 第95条 過料の徴収

- (1) 過料の全部又は一部は、支払期限の到来から2週間を経過したときは、当事者の支払を免除すべき特定の実事が認められないときに限り、強制徴収される。
- (2) 当事者がその経済的事情により当分の間支払いができないことを明らかにしたときは、執行官庁は、強制徴収の猶予を決定することができる。

第96条 強制拘留 (Erzwingungshaft) 命令

- (1) 第95条第1項に定める期間の経過後は、次の各号のすべてに該当するときは、裁判所は執行官庁の申立てに基づき、又は裁判所が自ら執行の責務を負っているときは職権により、強制拘留を命ずることができる。
  1. 過料又はその特定の割賦金が支払われていないこと
  2. 当事者が自己の支払能力の欠如を主張しなかったこと (第66条第2項第2号b)
  3. 当事者が第66条第2項第3号の規定により教示されていること
  4. 当事者の支払能力の欠如に係る事情が知られていないこと
- (2) 当事者が経済的事情により支払うべき額の過料を直ちに支払うことが困難であることが明らかになったときは、裁判所は、支払支援措置 (筆者注: 第18条・第93条) を付与し、又は同措置の決定を執行官庁に委任する。この場合においては、既に発せられた強制拘留命令は取り消されるものとする。
- (3) 強制拘留の期間は、1件の過料に係るものについては6週間を、1件の過料決定に係る複数の過料に係るものについては3月をそれぞれ超えてはならない。当該期間は、支払われるべき過料の額を考慮して日数を量定し、事後にこれを延長することはできないが、短縮することはできる。同一の額の過料について、強制拘留を反復適用することはできない。

ドイツ諸州の行政上の義務履行確保運用及び行政執行体制に関する調査研究報告(8)

○参考資料 1 : マイ市の老朽建築物に係る命令並びに代執行及び強制金の戒告  
通知

送達証書

〇〇会社

建設局

建築監督課

(担当者氏名)

(担当者連絡先)

マインツ, 2014年3月12日

△△の土地に所在する倒壊の危険のある囲い壁

本件：建築監督上の命令

事案記録番号：

□□殿

1993年11月10日の警察及び秩序官庁法（法律条例官報595頁）[最終改正2005年7月25日の法律（法律条例官報320頁）] 第1条及び第3条, 1998年11月24日のラインラント・プファルツ州建築法（法律条例官報365頁）[最終改正2009年10月27日の法律（法律条例官報358頁）第8条] 第54条, 第58条, 第59条及び第80条並びに1957年7月8日の州行政執行法 [最終改正2007年6月12日の法律（法律条例官報92頁）] 第61条以下の規定に基づき, マインツ市下級建築監督官庁は, 次の命令を発する。

建築官庁命令：

1. 2014年4月30日までに, 歴史的建造物として保護されている稜堡壁に関する検査専門家による, 州建築法87条5項に基づく法規命令にいう安定性に関する証明書（州建築法66条6項）を提出すること

2. 稜堡壁上に建設され, 現在一部倒壊している煉瓦壁の残りの部分を2014

年4月30日までに除却すること

3. 責めを負うべき遅滞なく、自らの建設敷地上に安定した建設仮囲いを設けることによる暫定的な転落防止措置を講ずることは不可避である。全体の土地の境界に沿って、2mの高さの建設仮囲いを、土地☆☆の外側に、境界から2mの離隔距離をとって、この建築官庁命令の受領後遅くとも4日以内に設置すること

## 理 由

貴殿は、建設敷地の土地所有者の代理人であり、それゆえ州建築法54条2項により、建築施設及びその敷地を建築法の規定に適合させる責任を有する。要式合意の仮登記はなされているが、所有権の譲渡は未だ完了していない。さらに、貴殿は、その間に建築された××の建物の建築主である。

耕牧地◇◇には、かつての防衛施設▽▽の稜堡壁が所在している。その上に、1920年代に煉瓦壁が建設されたが、その一部は2014年の年初頃倒壊し、隣接する土地に崩落した。この煉瓦壁は、稜堡壁に対し隣接する土地を1m以上の高さで保護するかたちとなっていたので、その倒壊までの間は（稜堡壁の）倒壊防止の役割を果たしていた。

第一次的な措置として、煉瓦壁が既に崩落した隣接する土地に立ち入りを阻止する建設仮囲いが設置された。

すべての建築施設は、その全部又は一部についてそれ自体において安定し、耐久性のあるものでなければならない（州建築法13条）。当該煉瓦壁は、それが既に倒壊した以上、もはや安定していない。職権調査の結果、前掲の稜堡壁の安定性も確保されていないということも排除されない。

### 1. について

歴史的建造物として保護されている稜堡壁の安定性証明書が提出されなければならない。なぜなら、その上に設置されている煉瓦壁の倒壊の原因が定かでないからである。稜堡壁の安定性は、その建設時に生じた振動によって低減された可能性がある。この支持壁の倒壊を防止するため、その安定性が証明され

なければならず、かつ、場合によっては、さらなる措置が命じられるべきである。

## 2. について

もはや安定的でない煉瓦壁の残存部分のさらなる倒壊を防止するため、それらは完全に除却されなければならない。

## 3. について

現存する稜堡壁の転落高は、1m 以上である。耕牧地224に隣接する部分は通行の用に供されている。州建築法38条1項により、柵囲いが設置されなければならない。

可及的速やかに安定的な柵囲いを設けるため、高さ2mの建設仮囲いを設ける必要がある。この仮囲いは、稜堡壁から、すなわち土地の境界から2m後ろに設置しなければならない。これにより、予測できない建設仮囲いの倒壊に際しても、当該土地にいる人が転落しないことが確保される。

建設局建築監督課は、下級建築監督官庁として、州建築法1条1項2段にいう建築施設、その他の施設及び設備の建設、改修、維持管理、使用、使用変更及び除却に際して、建築法及びその他の公法上の規定並びにこれらの規定に基づき発せられた命令が遵守されるように監視しなければならない。同課は、この目的のために、羈束裁量により必要な措置を講じなければならない(州建築法59条)。

本件においては、煉瓦壁の安定性は確保されず、それゆえ通行が認められた平面部分に柵囲いが欠落している。同様に、歴史的建造物として保護されている稜堡壁が安定しているということも保証されていない。

下級歴史的建造物保全官庁によって新たな柵囲いの設置が決定されるまでの間、暫定的な柵囲いが必要である。

## 強制手段の戒告

貴殿が、この建築官庁命令を所定の期限までに、全く又は十分なかたちで履行しないときは、州行政執行法64条に基づき、貴殿に対し、

### 1. について

5,000ユーロの額の強制金が賦課決定される。

## 2. について

代執行が決定される。貴殿が、この命令を所定の期限までに、全く又は十分なかたちで履行しないときは、州行政執行法63条に基づき、建設局は代執行により、第三者に命令の内容の実施を貴殿の費用負担により委託する。代執行の費用見積額は、暫定的に18,000ユーロと見込まれる。

## 3. について

代執行が決定される。貴殿がこの命令を所定の期限までに全く又は十分なかたちで履行しないときは、州行政執行法63条に基づき、建設局は代執行により、第三者に命令の内容の実施を貴殿の費用負担により委託する。代執行の費用見積額は、暫定的に2,500ユーロと見込まれる。

## 強制手段の戒告の理由

強制手段については、州行政執行法62条1項により、執行官庁は羈束裁量により、執行債務者及び公共の利益を最も侵害しない手段を選択しなければならない（州行政執行法62条2項）。

## 1. について

歴史的建造物として保全されている稜堡壁の安定性を確認するため、安定性検査専門家による証明書を州建築法66条6項により提出しなければならない。

上述したように、稜堡壁の安定性が不明であるため危険が生じている。これを可及的速やかに明らかにするため、建築監督官庁は羈束裁量により、強制金の戒告が目的適合的であり、その戒告により強制目的を適切なかたち達成するために必要な強制手段であるとの結論に至った。

## 2. について

当該煉瓦壁は、もはや安定的でないことから、それらは除却されなければならない。これが期限までに除却されないときは、代執行が実施されなければならない。建築監督官庁は、それゆえ羈束裁量により、代執行が目的適合的であり、その戒告により強制目的を適切なかたちで達成するために必要な強制手段であるとの結論に至った。

### 3. について

建設仮囲いが所定の期限までに設置されないときは、稜堡壁の転落高のため、これについても代執行が実施されなければならない。建築監督官庁は、それゆえ羈束裁量により、代執行が目的適合的であり、その戒告によって強制目的を適切なかたちで達成するために必要な強制手段であるとの結論に至った。

### 即時の執行の命令

1991年3月19日の行政裁判所法（連邦官報 I 686頁）[最新改正2009年8月21日の法律（連邦官報 I 2870頁）] 80条2項4号により、この命令の即時の執行を次の公共の利益に係る理由により命ずる。

### 即時の執行の理由

当該の危険をはらんだ状況は、双方の壁の近くにいる人に危険を及ぼす。安定性証明書に関する要求、残存する壁の除却及び暫定的な柵囲いの設置は、人の被害を防止するための唯一の適切な措置である。

#### 1. について

稜堡壁がもはや安定的でないとすると、その倒壊が自らの土地のみならず、隣接する隣人の土地にも及ぶ可能性がある。

#### 2. について

煉瓦壁はもはや安定的ではない。隣接地へのさらなる倒壊を防止するため、残存する壁は除却されなければならない。

#### 3. について

稜堡壁上の平面部分は通行可能とされている。当該土地の上には現在使用されている13の住居がある。確実な転落防止を実現するため、土地☆☆を除き、当該土地の境界に沿った建設仮囲いを設置すべきである。

即時の執行の命令を行わなければ、法的救済の提起により執行停止効が生ずる。それにより、本案の決定がなされるまでのおそらく長い期間において現状が継続しうることによって、本命令は内容的に空疎なものとなる。本命令に記載されているその目的である、居住者及び隣人の重要な法益をそれへの侵害か

ら保護することは、もはや達成することができなくなる。

考慮されるべき利益状況においては、一般的な執行の利益が優越している。法的救済に係る最終的な争訟の裁断が下されるまでの間、建築法上の命令に違反して前述の土地の区域をさらに継続して利用する所有者の経済的利益は、法益衡量においては劣後するものといわなければならない。それゆえ、即時の執行の命令は、特別の公共の利益を実現するものである。

### 手数料

この建築監督上の命令の手数料として、114.96ユーロを決定する（最新第28号及び特別手数料表第1条第3項により97.96ユーロ並びに同表第1条第4項及び第2条により17.00ユーロ）。

### 法的救済の教示

この命令に対しては、その通知から1月以内に異議申立てを提起することができる。異議申立ては、マインツ市に対して書面又は口述記録により提起することができる。

夜間郵便受けは、市庁舎、ヨッケル・フックス広場1、55116マインツ及び市庁舎別館のラウテレン棟、カイザー通り3-5、55116マインツにある。手続上の遅延を回避するため、異議申立て提起の対象となる行政行為を、事案記録番号を明記して表示することを推奨する。

書面によらず電子ファイルにより異議申立書を提出することも可能である。電子メールは、次のアドレスに送信することができる：[stv-mainz@poststelle.rlp.de](mailto:stv-mainz@poststelle.rlp.de)。この場合においては、電子ファイルに署名法に基づき認証された電子署名を付するものとする。電子ファイルを使用する場合は、インターネット上の次のURLに掲載されている特別な技術的条件に従うことを要する。

[www.mainz.de](http://www.mainz.de)（当該サイトの、市庁舎－各部局／公共企業体／各種サービス－ヴァーチャル郵便窓口）

市長に代わり、担当者名記名



○参考資料 2 : マイ市建築監督課の封印書



(マイ市建築監督課提供)

○参考資料 3 : マイ市建築監督課の過料決定書

郵便送達証書

○○殿

建設局

建築監督課

(担当者氏名)

(担当者連絡先)

マインツ, 2011年 5月 19日

過 料 決 定

名宛て人 (氏名)

(住所)

事案記録番号 :

○○殿

当方の事実認定によれば、貴殿はラインラント・プファルツ州建築法に規定される次の秩序違反行為を行った。

貴殿は、州建築法54条及び55条により責任を負うべき建築主として、2010年12月6日(建築開始届による建築開始)から2011年3月30日(建設局による現地検分)までの間において、土地△△上に、2010年10月4日付けの建築許可証による許可内容と乖離するかたちで、許可された暖房されない冬園(筆者注:熱帯植物などを植えたガラス張りの室内庭園)を、意図的に居室の増築というかたちで建築した。

2010年8月12日に、貴殿はマインツ市建設局において土地△△上の既存建物に暖房されない冬園を設置することを申請した。貴殿に対して2010年8月31日に発せられた文書において、建設局は、明示的に次の指示内容を命じた。

「1. 冬園として使用すること

2. 冬園は、暖房について母屋とは分離された建築部分である。しかしながら、貴殿は居室の増築を企図している。」

これに対して貴殿から委任された建築士□□氏は、2010年9月30日付けの

書簡において、冬園を計画したものであり、居室の増築ではないと回答した。同建築士は、提出した図面においても当該部分は「暖房されない冬園」としての使用が記載されているとした。

これにより貴殿に対し、前掲の2010年10月4日付建築許可証により、暖房されない冬園の設置が許可された。

2011年3月30日に建設局職員により行われた現地検分により、貴殿が付与された許可に反して居室の増築を行い、増築された建物部分に暖房放熱器を設置し、ファサードも提出された図面から変更させていることが確認された。建築図書に示された申請に係る冬園のガラスファサードに代わって、二つの窓開口部のついた堅牢な建築様式による増築部分が建築されていた。

故意又は過失により、付与された許可と乖離するかたちで、当該乖離について新たな許可を要する建築を行うことは、秩序違反行為となる。

違反に係る過料規定：

1. 州建築法54条及び55条により、建築主及びその支配下にある建築関係人は、建築法その他の公法上の規定を遵守する責任を負う。
2. 1998年11月24日の州建築法89条1項2段

証拠手段

- 1) 提出され許可された建築図書／2010年10月4日付け建築許可証
- 2) 2010年月30日付けの建築士□□氏の書簡
- 3) 2010年11月19日付けの建築開始届
- 4) 2011年5月6日付けの建築許可証に係る（後日適法とされた）許可図面
- 5) マイ市建築監督課建築監督官▽▽氏（証人）
- 6) 2011年3月30日、2011年4月14日及び2011年4月27日の現地検分に係る写真

本件秩序違反行為により、貴殿に対し過料の賦課を決定する (秩序違反法17条)	500.00ユーロ
このほかに、貴殿は手続に係る費用を負担する (秩序違反法105条、107条及び刑事訴訟法464条1項及び465条)	25.00ユーロ
立替金	4.20ユーロ
	<hr/>
計	529.20ユーロ

## 過料決定の理由

### 1) 聴聞

2011年4月14日付けの文書により、貴殿に対し、自ら容疑について意見陳述する機会が付与された。貴殿が聴聞書に記載した反論について、当方は次のような結論を認定した。

当方が認定したところによれば、建築許可証からの乖離は、意図的に、すなわち故意になされたものであり、それゆえ過料の決定は不可避である（この点に関し、下掲の過料額の算定を参照）。

### 2) 過料額の算定（秩序違反法17条3項）

秩序違反行為に対しては、50,000ユーロ以下の過料が科される（州建築法89条1項4段）。

犯された秩序違反行為は、実際に行われた居室の増築が単なる暖房のない冬園の設置よりも高い防火上の要請が求められるため、より重要な意味を持つ。

貴殿に対し提起された嫌疑は、貴殿が建築主として、建築許可証においてこれから乖離した建築行為は秩序違反行為となることを告知されていることから同様に重要である。加えて、前述したとおり、貴殿が委任した建築士は2010年9月30日付けの建設局の明確な照会文書のNo. 5に対して、「我々は、冬園を計画しており、居室の増築ではない」と確答している。

また、2010年11月19日に署名された建築開始届において、貴殿は再度前掲ゴシック表記の内容について説明し、また、貴殿が「故意又は過失により、付

与された許可と乖離する建築行為で、その乖離について別の許可を必要とするようなものを行うことは秩序違反行為を構成する」ことを教示されていることを認めている。これに関する貴殿からの再照会は、建設局には提出されていない。

上掲の理由により、犯された秩序違反行為は、故意による州建築法に対する違反として制裁される。

貴殿の経済的事情について、貴殿は聴聞書において何も記載をしていない。それゆえ、当方はこれについて格別の問題はないものと認める。

上掲の考慮要素を勘案し、過料の決定は、上掲の額により算定した。

#### 法的救済の教示：

この過料決定は、貴殿がその送達日から2週間以内に書面又はこの決定の1頁に記載されている官庁における口述記録により異議申立てを提起しないときは、確定力を得、執行可能となる。書面の提出によるときは、異議申立書が期間の満了前に所定の官庁に到達したときに期間が遵守されたこととなる。夜間郵便受けは、市庁舎のヨッケル・フックス広場側入口及び市庁舎分館のラウテレン棟にある。書面は、ドイツ語で作成されなければならない。

異議申立てにおいては、貴殿にとって不利益となる決定も争うことができる。貴殿は、異議申立てにおいて又は遅くともこの過料決定の送達日から2週間以内に、貴殿が事実関係に関する主張及び証拠方法をその後の手続で提出するか否か、提出する場合にはいかなるものを提出するかを申し立てることができる。その場合には、嫌疑について陳述するか何も陳述しないかは貴殿の自由な判断による。しかしながら、貴殿には次のとおり助言する：すなわち、制裁を軽減すべき事情が適時に陳述されないときは、たとえ過料手続が無罪の判決又は手続中止により終結した場合でも、費用の決定において貴殿にとっての不利益が生じうる。

もし、貴殿がやむを得ない事情により、異議申立期間を遵守することができないときは、貴殿は原状回復を申し立てることができる。この申立ては、当該やむを得ない事情が止んで（例えば、海外旅行の終了）から1週間以内に、上

掲頁に記載された官庁になされなければならない。やむを得ない事情は、疎明されなければならない（例えば、文書、宣誓した他の者による保証）。

この申立てには、手数料を要する。当該申立てと同時に、遅滞した行為（異議申立て）が追行されなければならない。

支払催告：

貴殿に対し、この過料決定が確定力を得たのち遅くとも2週間以内（送達日から4週間以内）に、支払うべき総額を、

支払番号・・・・・・を明記して、

マインツ市の指定銀行口座（銀行名・口座番号）に振り込むことを命ずる。

支払いが困難なときは、貴殿は、上掲頁に記載された官庁に、詳細な理由を明示して支払期間の満了前に、何故貴殿に貴殿の経済的事情のもとで期限までの支払いを期待しえないのかを通知しなければならない。その際、貴殿の経済的事情に関する適切な証拠（例えば、雇用主による所得証明書）を添付しなければならない。もし、貴殿が支払期限を遵守せず、かつ貴殿の支払困難性が適時に示されないときは、支払期限の到来した額について、強制徴収がなされる。また、区裁判所が貴殿に対して6週間までの期間にわたる強制拘留を命ずることもありうる。

一般的助言：

異議申立ての提起又はその他の文書の提出に際しては、事案記録番号の明記が不可欠である。支払番号を明記しない振り込みは、記録されず、また処理されないことがありうる。

敬具

市長に代わり

担当者署名及び記名

上位決裁権者承認記載ほか



○参考資料 5 : ザ・ブ市の建物違法使用中止命令に係る直接強制決定書

クラブビーナス  
経営者殿

2016年3月3日

州都ザールブリュッケン市  
市長  
下級建築監督官庁  
所在地ほか  
事案記録番号：

建築主：(氏名)  
建築敷地：ザールブリュッケン〇〇  
案件：住居地域内の売春宿  
本文書：直接強制の決定

拝啓

即時の執行が可能な2015年1月5日付けの基本命令（2015年4月24日付けの第一次修正分）、2015年4月24日付けの強制金賦課決定、2015年9月21日付けの第二次強制金賦課決定及び2016年2月23日付けの直接強制の戒告に関し、当方は、次のとおり命令する。

#### I. 命令

1. ここに当方は、州行政執行法13条から19条まで及び第22条から第22b条までの規定により2015年1月5日付けの使用禁止命令の強制のため、直接強制を決定する。

この直接強制は、物に対する有形力の行使に係る適切な措置及び／又は有形力行使に係る補助的手段の使用、特に技術的阻止手段（封印措置）によりなされる。



## II. 理由

上掲の強制金賦課決定は、その強制的効果をもたらさなかった。命ぜられた使用中止は履行されなかった。

2016年2月23日付けの直接強制の戒告は、同様に強制的効果をもたらさなかった。

2016年3月1日の現地見分によれば、営業はなお停止されていなかった。営業の停止は、当方にも届け出られていない。

この決定の発出については、当方は州行政執行法14条により権限を有する。貴殿は、州行政執行法15条1項にいう義務者の立場となる。

州行政執行法19条により、強制金は戒告されなければならない、またなканずく州行政執行法22b条1項により、直接強制も戒告がなされなければならない。当該戒告は、2016年2月23日付けの書面によってなされている。

州行政執行法19条3項にいう特定の強制手段に係る戒告がなされている。

州行政執行法22条により、執行官庁は、代執行若しくは強制金が奏功せず、又は目的適合的でないときは、直接強制を適用することができる。

本件については、これが当てはまる。

総額で約19,000ユーロの額に上る強制金の戒告、賦課決定及び強制徴収は強制の目的を達しなかった。本件においては、代執行は目的適合的でなく、適用できない。命令の目的は、直接強制の適用によってのみ達成しうる。

州行政執行法13条2項により、強制手段はその目的に対して相当な関係に立つものでなければならない。

本件では、許容されない使用を中止させる目的で、2015年1月5日付けの即時の執行の可能な命令を経て2015年4月24日付けの基本命令が発せられている。ザールルス行政裁判所2014年2月11日決定(5L 57/14)に照らしても、本件事案における使用中止の合法性に対する重大な疑義は存在しない。より穏やかな強制手段は実効的ではなかった。

例外的なケースではあるが、直接強制、特に営業所に対する封印措置による方法は、当該封印措置によって許可された使用に供されている建物部分の使用も妨げられるときは、比例的な措置とはいえない。

本件の場合にはそうではない。

州建築法74条により許可は失効している。

2008年7月24日付けの建築許可証 Az. 20080369によって、「フィットネス・サウナクラブ」とされる施設の建築許可はなされている。売春宿としての使用は、申請されておらず許可されてもいない。

建築開始は、州建築法73条により形式的に届け出られていない。また工事完了届もなされていない。

独自の文書記録及び調査並びに写真データにより立証を行える現地検分によれば、当該営業用の部屋としては、全く許可された用途に供されるかたちで設けられておらず、かつ当該用途に使用されていないことが確認されている。この間、ロッカールーム用の部屋は、テーブルダンスの部屋としての内装設備が施されていた。さらに、フィットネス・サウナクラブとしての広告は全くされておらず、ただ「クラブビーナス」及び「世界各国の女の子」とのみ広告されていた。

警察の2016年2月18日付けの捜査記録LPP224においても同様に、当該建物においては、2008年以降売春宿が営まれており、どの時期においても「フィットネス・サウナクラブ」の営業はなされていなかった。

仮に、好意的にみて、過去のいずれかの時点において許可の変更に係る準備が開始されたと考えても、現地検分により、仕様変更のために必要となる措置は1年以上にわたって中断されていることが確認されている。

2013年末より営業用の部屋には実態上使用や内装の変更はなされておらず、これまでのところ2008年から許可に全く適合していない。奥の部屋は、一部建築資材が置かれており、改装が未完了となっているところがある。しかしながら、それらの部屋は前述した許可の対象とはなっておらず、明らかに当該建物の後背部分の増築に当たるものである。

従って、要約すれば、明らかに2008年に付与された州建築法74条による許可は、失効している。

以上より、当該営業用の部屋については、このように許可された使用がなされていないのであるから、封印措置を講ずることが許容される。封印措置がな

される営業用の部屋（ダブルベッドのある準備作業部屋とされている小部屋を含む。）は、いかなる許可も及んでいない。

現地検分により、また提出されている図面により、実態上住居として使用されている部屋は、封印措置の対象から外され、加えて当該建物の出入りは基本的に妨げられない。

所有者の所有権及び使用者の占有権は、建築施設の法適合的な使用及び近隣保護に係る公共の利益に対して優越するものと評価することはできない。なぜなら、許容される使用に係る許可がなされているが、当該許可は明らかに何年にもわたって実質的なかたちでは活用されておらず、本件係争事案においては、同様に営業目的ではあるが許可された内容とは程遠い内容の営業目的に係る許容されない使用の「隠れ蓑」として用いられているにすぎないからである。

従って、また当該措置は全体として比例的である。

設定された期限は、比例的なものである。

Ⅲ. 手数料は、別途なされる決定によって徴収される。

#### Ⅳ. 法的救済の教示

この決定に対しては、その通知から1月以内に異議申立てをすることができ、異議申立ては、書面により又は州都ザールブリュッケン市長、市庁舎広場1, 66111ザールブリュッケン又は建築監督官庁、ゲルバー通り29, 66111ザールブリュッケンにおける口述記録により提起することができる。

異議申立期間は、異議申立てが所定の期間内に市法務委員会、ハウスベルリン、コールヴァークス通り4, 66111ザールブリュッケンに送付されたときも遵守されたものとする。

しかしながら、異議申立ては、行政裁判所法80条及び1960年7月5日のザールラント行政裁判所法執行法（ザールラント官報1960年558頁）最新改正分20条により執行停止効を生じない。

ザールラント行政裁判所、ヴィルヘルム皇帝通り15, 66740ザールルイスは、

貴殿の申立てにより、異議申立ての執行停止効の全部又は一部を回復することができる。

敬具

市長に代わり

担当者記名